京丹後市民の安全・安心のための対策推進本部設置要綱を次のように定める。

平成26年9月9日

近畿中部防衛局長 松本 俊彦

京丹後市民の安全・安心のための対策推進本部の設置等に関する達

改正 平成26年12月25日近畿中部防衛局達第2号

改正 平成27年 3月31日近畿中部防衛局達第3号

改正 平成27年10月14日近畿中部防衛局達第6号

改正 令和 5年 1月24日近畿中部防衛局達第1号

改正 令和 5年 3月31日近畿中部防衛局達第3号

(対策推進本部の設置)

第1条 米軍経ヶ岬通信所の設置に伴い、近畿中部防衛局に京丹後市民の安全・安心のための 対策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(推進本部の構成)

- 第2条 推進本部の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長 近畿中部防衛局長
 - (2) 副本部長 近畿中部防衛局次長
 - 近畿中部防衛局総務部長 (3) 本部員 近畿中部防衛局企画部長 近畿中部防衛局調達部長 京都防衛事務所長

別に本部長が指名する者

2 本部長は、必要があると認めるときは、前項第3号に掲げる者以外の者を推進本部の会議 の構成員として参加させ、意見を述べさせることができる。

(推進本部の運営)

- 第3条 本部長は、推進本部の事務を総括するものとする。
- 2 副本部長は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行するものとする。 (関係部局の協力)
- 第4条 本部長は、推進本部における検討のため必要があると認めるときは、関係部局に対し、 関係者の推進本部の会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができ る。

(会議の開催)

第5条 推進本部は、情報の共有を図るため、定期的に会議を開催するものとする。ただし、 事故の情報その他現地の情報で速やかに関係部局の間で共有するべき事項があった場合に は、その都度、会議を開催するものとする。

(会議の開催の庶務)

- 第6条 推進本部の会議の開催についての庶務は、総務部総務課において処理するものとする。 (現地連絡所の設置)
- 第7条 当分の間、米軍、京丹後市その他の関係機関との調整を円滑に実施するため、及び地 域住民の不安の解消を図る等のため、これらに迅速に対応するための窓口として京丹後市に 現地連絡所(以下「連絡所」という。)を置く。
- 2 京都防衛事務所長又は京都防衛事務所次長のいずれか一方は、その職務を連絡所において 行うものとする。ただし、出張その他やむを得ない理由によりいずれも連絡所において職務 を行うことが困難な場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書の場合には、京都防衛事務所長は、京都防衛事務所に属する職員のうち、京 都防衛事務所長又は京都防衛事務所次長に代わり連絡所において勤務する者を指名する。
- 4 京都防衛事務所長又は京都防衛事務所次長が第2項の職務を行うに当たっては、その職務 を補佐するため、京都防衛事務所に属する職員を連絡所において勤務させることができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、本部長は、連絡所の機能を更に強化する必要があると判断した場合には、近畿中部防衛局に属する職員を連絡所において勤務させることができる。
- 6 前項の規定により勤務する職員は、その職務について、京都防衛事務所長又は京都防衛事 務所次長の指揮監督を受けるものとする。
- 7 第3項の規定を適用した場合における第4項及び前項の規定の適用については、第4項中 「京都防衛事務所長又は京都防衛事務所次長」とあるのは「前項の規定により指名された者」 と、前項中「京都防衛事務所長又は京都防衛事務所次長」とあるのは「第3項の規定により 指名された者」とする。

(連絡所の開所時間等)

- 第8条 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、原則として、連絡所は閉鎖する。ただし、京都防衛事務所長又は京都防衛事務所 次長が必要と認めた場合には、この限りでない。
- 2 連絡所の開所時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までとする。 (連絡所の勤務内容)
- 第9条 連絡所は、京都防衛事務所の所掌事務を円滑に実施するため、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 米軍、京丹後市その他の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (2) 地域住民からの相談を受けること。
 - (3) 地域の見回りに関すること。
 - (4) 地域の情報の収集に関すること。

(交通安全対策推進チームの設置)

第10条 推進本部は、経ヶ岬通信所の米軍関係者による交通事故情報の収集及び地元への提供、各種交通安全対策の企画・実施をより効果的に推進していくため、交通安全対策推進チームを置く。

(交通安全対策推進チームの構成)

- 第11条 交通安全対策推進チームの構成は、次のとおりとする。
 - (1) チーム長 近畿中部防衛局企画部長
 - (2) 副チーム長 近畿中部防衛局企画部次長
 - (3) チーム員 近畿中部防衛局企画部地方調整課長

近畿中部防衛局企画部業務課長

京都防衛事務所長又は京都防衛事務所次長(第7条第2項により職務を連 絡所において行う者)

別にチーム長が指名する者

(委任規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

(近畿中部防衛局における X バンド・レーダーの追加配備に係るプロジェクトチーム設置要領の廃止)

2 近畿中部防衛局におけるXバンド・レーダーの追加配備に係るプロジェクトチーム設置要

領(平成25年近畿中部防衛局長決裁)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この達は、平成27年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

(近畿中部防衛局京丹後現地連絡所設置要領の廃止)

2 近畿中部防衛局京丹後現地連絡所設置要領(平成25年12月17日局長決裁)は、廃止する。

附則

この達は、平成27年10月14日から施行する。

附則

この達は、令和5年1月24日から施行する。

附 則(令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。